

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成28年分の所得の黒字から控除しきれぬ場合（平成28年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 4 「繰越損失額」
 - △15,450,000円

《第一表》

		種類	黄色	国法	損失	修正	所得の表示	特異	整理番号	選符	必	要											
収入金額等	事業等	⑦											課税される所得金額(⑦-⑱)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	⑳							000		
	農業	⑧											配当控除	㉒								2240850	
	不動産	⑨											配当控除	㉓									
	利子	⑩											特定増改修等区分	㉔									
	配当	⑪											住宅借入金等特別控除区分	㉕									200000
	給与	⑫											政党等寄附金等特別控除区分	㉖									
	雑	⑬											住宅ローン特別控除区分	㉗									
	その他	⑭											災害減免額	㉘									
	総合譲渡一時	⑮											所得引所得税額(⑳-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉚									2040850
所得金額												再算引所得税額(基準所得税額)(㉞-㉟)	㉜									2040850	
事業等	⑰												復興特別所得税額(㉚×2.1%)	㉛									42857
農業	⑱												所得税及び復興特別所得税の額(㉚+㉛)	㉜									2083707
不動産	⑲												外国税額控除区分	㉝									
利子	⑳												所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉞									220000
配当	㉑												所得税及び復興特別所得税の中納税額(㉜+㉝)	㉟									1863700
給与	㉒												所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㊱									
雑	㉓												所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額(㊱-㊲)	㊲									1863700
総合譲渡一時	㉔												還付される税金	㊳									△
合計	㉕												配偶者の合計所得金額	㉖									
所得から差し引かれる金額													専従者給与(控除)額の合計額	㉗									
雑損控除	⑯												青色申告特別控除額	㉘									
医療費控除	⑰												所得、一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉙									
社会保険料控除	⑱												未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉚									
小規模企業共済等掛金控除	⑳												本年分で差し引く繰越損失額	㉛									
生命保険料控除	㉑													㉛									
地震保険料控除	㉒													㉜									15450000
寄附金控除	㉓													㉝									
寡婦・寡夫控除	㉔													㉞									
勤労学生・障害者控除	㉕													㉟									
配偶者(特別)控除	㉖													㊱									380000
扶養控除	㉗													㊲									1260000
基礎控除	㉘													㊳									380000
合計	㉙													㊴									2870000

十八年分以降降用
復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」㉙欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」(△15,450,000円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000円)を、①欄から⑳欄の合計額(22,265,000円)から差し引いた残額(14,315,000円)を記載します。

《第三表》

住所	〒	
氏名	コクゼイ ジロウ	国 税 次 郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文		法	条 文	項 号
所法	措法	憲法		
所法	措法	憲法		
所法	措法	憲法		

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	1 0 0 0 0 0 0 0
		特定分	ソ	
		軽減分	タ	
		一般株式等の譲渡	チ	
		上場株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の配当等	テ	
		先物取引	ト	
		山林	ナ	
	退職	ニ		
所得金額	短期譲渡	一般分	59	
		軽減分	60	
	長期譲渡	一般分	61	0
		特定分	62	
		軽減分	63	
		一般株式等の譲渡	64	
		上場株式等の譲渡	65	
		上場株式等の配当等	66	
		先物取引	67	
		山林	68	
	退職	69		
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨	1 4 3 1 5 0 0 0	
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉔)	25	2 8 7 0 0 0 0	
	⑩ 対応分	70	1 1 4 4 5 0 0 0	
	⑩⑪ 対応分	71	0 0 0	
	⑩⑪⑫ 対応分	72	0 0 0	
	⑭⑮ 対応分	73	0 0 0	
	⑯ 対応分	74	0 0 0	
	⑰ 対応分	75	0 0 0	
	⑱ 対応分	76	0 0 0	
	⑲	77	0 0 0	

税金の計算	⑳ 対応分	78	2 2 4 0 8 5 0
	㉑ 対応分	79	
	㉒ 対応分	80	
	㉓ 対応分	81	
	㉔ 対応分	82	
	㉕ 対応分	83	
	㉖ 対応分	84	
	㉗ 対応分	85	
	㉘から㉚までの合計 (申告書B第一表の㉞に転記)	86	2 2 4 0 8 5 0
	その他	株式等 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	87
	配当 本年分の⑩から 差し引く繰越損失額	88	
	先物取引 本年分の⑰から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	89	
		90	
		91	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000 円	0 円 (7,500,000)	円
合計			0	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日	
	D	E	F	通算	
取得期間				特例期間	
資産				申告区分	

平成二十八年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。